

(案)

イノシシ第二種特定鳥獣管理計画

平成 27 年 月

香 川 県

イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（目次）

| | |
|---------------------------|---|
| 1. 管理すべき鳥獣の種類..... | 1 |
| 2. 計画期間 | 1 |
| 3. 対象地域 | 1 |
| 4. 目的..... | 1 |
| 5. これまでの経過..... | 1 |
| 6. 現状..... | 2 |
| (1) 生息域 | 2 |
| (2) 生息状況..... | 2 |
| (3) 農業被害および被害対策の状況 | 2 |
| 7. 適正管理の基本的な考え方 | 3 |
| 8. 具体的な管理目標..... | 3 |
| (1) 個体群管理..... | 3 |
| (2) 被害対策..... | 3 |
| 9. 管理目標を達成するための方策..... | 4 |
| (1) 個体群管理..... | 4 |
| (2) 被害対策..... | 5 |
| (3) 生息環境管理 | 5 |
| 10. モニタリング調査 | 5 |
| (1) 生息状況調査 | 5 |
| (2) 農業被害調査 | 6 |
| (3) 住居集合地域等に出没するイノシシ..... | 6 |

1. 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

2. 計画期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日（第 11 次鳥獣保護管理事業計画の期間内）

なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号）の施行の日において変更し、第二種特定鳥獣管理計画とする。

3. 対象地域

香川県全域とする。

4. 目的

ア 農業被害の防止及び生活環境被害の防止

イ 生息頭数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる。

5. これまでの経過

(1) 第 1 期イノシシ適正管理計画（平成 17 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで）

イノシシによる農業被害金額は、平成 14 年度に初めて 1 億円を超え、農業振興を図る上で深刻な問題となったことから、県では、平成 17 年度に、鳥獣保護法に基づき、「イノシシ適正管理計画（特定鳥獣保護管理計画）」を策定し、狩猟期間を 3 月 15 日まで 1 ヶ月間延長するなど捕獲の推進に取り組むこととした。

(2) 第 2 期イノシシ適正管理計画（平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月まで）

引き続き捕獲を推進するため、狩猟期間の延長を継続するとともに、休猟区における特例制度の活用、禁止猟法の一部解除（直径 12 cm 以上の足くくりわなの制限の解除）、狩猟者の減少と高齢化が進行していることから狩猟免許取得の推進を図ることとした。

(3) 第 3 期イノシシ適正管理計画（平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）

前計画の対策を引き続き実施し、捕獲を推進することに加え、被害対策の指導者の養成に取り組むこととした。また、イノシシの※住居集合地域等への出没事例が増加し、人身被害も発生したことから住居集合地域等での捕獲や防除対策に取り組むこととした。

※ 鳥獣保護管理法第 38 条第 2 項に規定する「住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者が集合する場所」をいう。

(4) これまでの計画の評価

捕獲を推進した結果、平成 24 年度には捕獲頭数が 6,979 頭と過去最大を記録したが、農業被害金額は依然 1 億円を超えて推移している。狩猟者数は実人数で 1,325 人だった平成 21 年度以後、わな猟免許所持者を中心に増加に転じ、平成 25 年度には 1,774 人にまで回復した。

6. 現状

(1) 生息域

ほぼ全域に生息する。

(2) 生息状況

環境省が平成 26 年度に実施した、「甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生息状況等緊急調査事業」において推定された四国地方におけるイノシシの生息頭数は下表のとおりである。県内のイノシシの生息頭数も、捕獲数の拡大にもかかわらず減少していない可能性は高く、現状の捕獲頭数を維持する限り今後とも増加することが懸念される。

四国地方におけるイノシシ推定生息頭数

| 区分 | 四国全体 | 備考 |
|-----------------------|----------------------------------|-------------|
| 推定自然増加頭数 (90%信頼限界) | 38,895 頭 (24,821 頭~53,508 頭) | 平成 24 年度末時点 |
| 推定自然増加率 (90%信頼限界) | 39.5% (18.8%~63.4%) | ” |
| 推定生息頭数 (90%信頼限界) | 93,482 頭 (61,875 頭~154,525 頭) | ” |

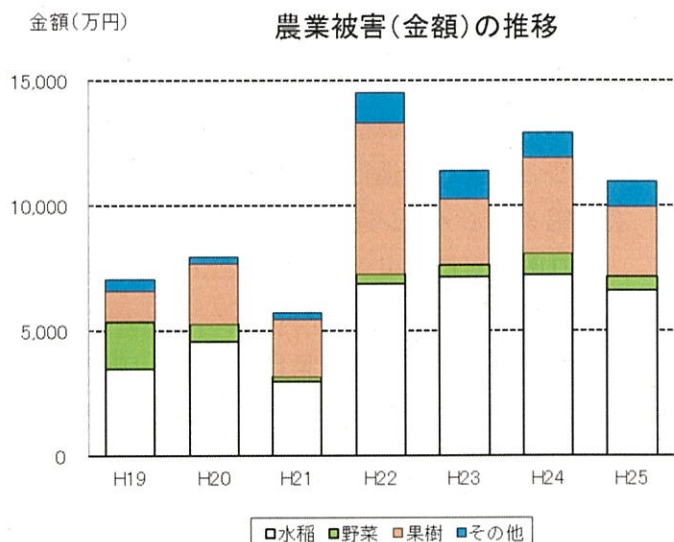
※階層バイズ法による推定を実施し、その中央値を示す。

(3) 農業被害および被害対策の状況

① 被害状況

平成 25 年度の県内の野生鳥獣による被害金額約 2 億 8 千万円のうち、イノシシによる被害は約 1 億 1 千万円であり、全体の約 4 割を占めている。侵入防止柵の設置により、年々被害金額は減少しているが、高い水準にあることに変わりはない。作物としては、水稲が約 6 千 6 百万円、果樹が約 2 千 8 百万円と大半を占めている。

また、住居集合地域等での生活環境被害も年々増加しており、大きな社会問題となっている。

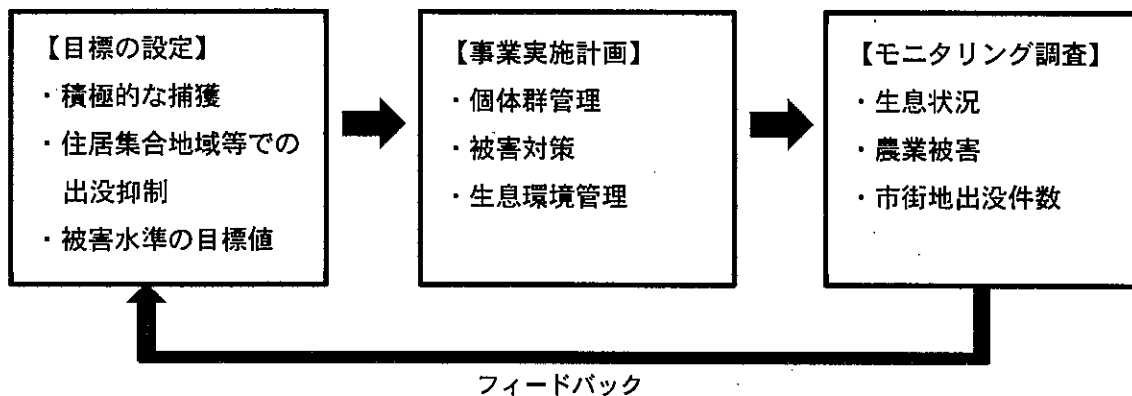


② 被害対策の状況

県内では、ワイヤーメッシュ柵や電気柵による侵入防止柵の設置が行われており、特に、集落柵を中心に整備が行われている。また、一部の地域では集落柵と合わせ、集落ぐるみで緩衝帯の設置や誘引物の除去も実施され、大きな成果を上げている。しかしながら、十分な対策が講じられていない地域や集落柵を設置しても十分に管理が行われない事例も多く、そのような地域にイノシシの被害が集中する傾向が見受けられる。効果的な被害対策の普及啓発に継続して取り組む必要がある。

7. 適正管理の基本的な考え方

毎年、県内のイノシシの捕獲頭数と被害状況を把握し、年度ごとに被害対策を検討する順応的管理を行う。このため「事業実施計画」を策定し、この計画に基づき施策等を実行する。



8. 具体的な管理目標

(1) 個体群管理

| 区分 | 内容 |
|------|---|
| 管理目標 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ ※平成 35 年度までに必要な生息密度に誘導することができるよう、計画期間内においては、より積極的に捕獲を推進する。 ✓ 住居集合地域等への出没件数を 3 年以内に※2 現状から半減させるため、計画期間内においては、出没件数の集中する地域において、積極的な捕獲に努め、平成 35 年度までに県民生活に影響がない程度に減少させる。 |

※1 目標年度は、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策（環境省・農林水産省）」における当面の目標年度とする。なお、イノシシは個体数変動が激しい動物であり、個体数の推定誤差も大きいため、具体的な年間捕獲目標は設定しない。

※2 平成 26 年度の住居集合地域等への出没件数を基準とする。

(2) 被害対策

| 区分 | 内容 |
|------|---|
| 管理目標 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 鳥獣被害が発生している全市町で鳥獣被害対策実施隊を設置して、被害が恒常的に発生している集落を※現状から年間約 10% 減少させる。 |

※ 平成 26 年度の被害集落数を基準とする。

9. 管理目標を達成するための方策

(1) 個体群管理

① 狩猟

狩猟期間中の捕獲を促進するため、次のとおり規制緩和を実施する。

ア 狩猟期間を3月15日まで延長する。

イ 禁止猟法の一部解除（直径12cm以上の足くくりわなの制限解除）

ウ 休猟区における特例制度の活用

② 有害鳥獣捕獲

被害が発生している地域及び住居集合地域等の周辺において、各市町は「※鳥獣被害対策実施隊」を編成するなど、積極的に有害鳥獣捕獲を推進する。

※ 鳥獣被害防止特別措置法第9条の規定により市町が設置するもので、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置などの被害防止対策を実施する。

③ 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシの数の調整を目的とした捕獲）

1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

イノシシによる被害が深刻かつ捕獲の要望が強い地域においてイノシシの捕獲を強化し、本計画の目標の達成を図るため、各市町による有害鳥獣捕獲等に加え、別に定める「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

2) 実施期間

原則として1年以内とする。

3) 実施区域

市町の要望に基づき、次のア又はイの要件に該当する地域を対象とし、詳細は実施計画において定める。

ア 住宅集合地域等の周辺等、奥山、離島等の捕獲困難な地域で捕獲をする場合

イ 市町の圏域を越え、広域に捕獲を実施する場合

4) 事業の目標

本特定計画の目標を達成するために必要な捕獲を推進することとし、詳細は実施計画において定める。

5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

事業の実施方法については、実施計画に定める。

また、実施結果の把握及び評価を適切に行うため、捕獲実績の把握・分析等を行い、必要に応じて学識経験者等との連携に努める。

6) 事業の実施者

香川県

④ 「補助者制度」の活用による地域ぐるみの捕獲体制の確立

県及び市町は、捕獲の担い手である狩猟者を、受益者である地域住民が集落ぐるみで支

援するため、*法人に対する許可については「補助者制度」を活用する等、捕獲体制の確立に努める。

※ 鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。

(2) 被害対策

① 侵入防止柵等の普及

農業被害を防止するための侵入防止柵については、集落柵のほか、必要に応じ個別柵を組み合わせるなど、作物の種類、現地の状況に応じて効果的な方法を選択し設置するよう支援するほか、野生鳥獣との棲み分けを図るための緩衝帯（鳥獣ストップゾーン）の整備を推進する。

② 地域一体となった防除体制の推進

被害対策の基本単位である「集落（自治会）」を中心とした防除体制を確立するため、市町は、「鳥獣被害対策実施隊」に前述の「補助者制度」を活用するなど、狩猟者以外の地域住民の防除への参加を促し、適切な役割分担のもと防除体制を構築する。

③ 住居集合地域等での対策の推進

住居集合地域等に出没するイノシシ対策として、出没が多い地域での侵入防止柵等の設置を推進する。また、「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、県及び市町、警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。

(3) 生息環境管理

① 森林管理

放置竹林の拡大防止に努め、イノシシの生息頭数の減少に努める。

② 集落環境管理

県及び市町は、地域住民が集落ぐるみで未収穫作物や耕作放棄地、放置竹林の適切な管理による誘引物の除去等の取り組みを積極的に行うように支援する。

10. モニタリング調査

(1) 生息状況調査

① 出猟カレンダー調査

狩猟者ごとの出猟日時と目撃・捕獲情報を収集し、地域別の目撃効率や捕獲効率の変化を把握する。

② 捕獲状況調査

狩猟メッシュごとの捕獲実績を集計し、その増減を把握する。

(2) 農業被害調査

農業被害の発生や増減について把握する。また、ここで得られたデータは、各種被害対策の効果検証や個体群管理の判断材料としても活用する。

(3) 住居集合地域等に出没するイノシシ

「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、市町及び警察署等から報告される通報連絡票を取りまとめ、その増減及び傾向を把握する。

(案)

イノシシ第二種特定鳥獣管理計画

平成 27 年度事業実施計画

平成 27 年5月

香 川 県

1. はじめに

本計画は、イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（以下「シカ管理計画」という。）に基づき、平成27年度における個体群管理や被害対策を実施するための管理目標及びそれを達成するための具体的な施策等を定めるものである。

2. 生息状況と年間捕獲目標

(1) 生息状況

環境省が平成26年度に実施した、「甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生息状況等緊急調査事業」において推定された四国地方におけるイノシシの生息頭数は下表のとおりである。県内のイノシシの生息頭数も、捕獲数の拡大にもかかわらず減少していない可能性は高く、現状の捕獲頭数を維持する限り今後とも増加することが懸念される。

四国地方におけるイノシシ推定生息頭数

| 区分 | 四国全体 | 備考 |
|-----------------------|----------------------------------|-----------|
| 推定自然増加頭数 (90%信頼限界) | 38,895 頭 (24,821 頭~53,508 頭) | 平成24年度末時点 |
| 推定自然増加率 (90%信頼限界) | 39.5% (18.8%~63.4%) | 〃 |
| 推定生息頭数 (90%信頼限界) | 93,482 頭 (61,875 頭~154,525 頭) | 〃 |

※階層ベイズ法による推定を実施し、その中央値を示す。

(2) 年間捕獲目標と個体数管理の考え方

イノシシ管理計画に定める具体的な管理目標を達成するため、平成35年度までに必要な生息密度に誘導することができるよう、これまで以上に積極的な捕獲を推進する。なお、イノシシは個体数変動が激しい動物であり、個体数の推定誤差も大きいいため、具体的な年間捕獲目標は設定しない。

3. 管理目標を達成するための具体的な施策等

(1) 個体群管理

① 狩猟

狩猟期間中の捕獲を促進するため、次のとおり規制緩和を実施する。

ア 狩猟期間を3月15日まで延長する。

イ 禁止猟法の一部解除（直径12cm以上の足くくりわなの制限解除）

ウ 休猟区における特例制度の活用

② 有害鳥獣捕獲

被害が発生している地域及び住居集合地域等の周辺において、各市町は「※鳥獣被害対策実施隊」を編成するなど、積極的に有害鳥獣捕獲を推進する。

県は、平成 25 年度に作成したイノシシ捕獲技術プログラムを活用した捕獲技術講習会等を開催し、捕獲効率の向上に努める。

③ 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシの数の調整を目的とした捕獲）

1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

イノシシによる被害が深刻かつ捕獲の要望が強い地域においてイノシシの捕獲を強化するため、市町による有害鳥獣捕獲に加え、別に定める「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

2) 実施期間

目標とする捕獲頭数を捕獲するために必要かつ適切な期間を定めるものとし、詳細は実施計画に定める。

3) 実施区域

市町の要望に基づき、次のア又はイの要件に該当する地域を対象とし、詳細は実施計画において定める。

ア 住居集合地域等の周辺等、奥山、離島等の捕獲困難な地域で捕獲をする場合

イ 市町の圏域を越え、広域に捕獲を実施する場合

4) 事業の目標

詳細は実施計画において定める。

5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

詳細は実施計画において定める。

6) 事業の実施者

香川県

④ 「補助者制度」の活用による捕獲体制の確立

市町における補助者制度の活用を支援するため、市町からの要望に基づき専門家等に依頼してモデル地区を設置し講習会等を開催する。

(2) 被害対策

① 侵入防止柵等の普及

侵入防止柵の設置に際しては、事前に農業改良普及センターによる現地指導を行うことにより、作物の種類、現地の状況に応じて効果的な方法を選択し、設置するよう支援する。

② 地域一体となった防除体制の推進

県は、被害対策の基本単位である「集落（自治会）」を中心とした防除体制を支援するため、農業改良普及センターによる効果的な捕獲方法等の支援を行うほか、前述の補助者制

度の普及を図るとともに、市町の要望に基づき専門家等に依頼してモデル地区を設置し講習会等を開催する。

③ 住居集合地域等での対策の推進

「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、県及び市町、警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。イノシシの出没が多くなる 9 月前に「市街地イノシシ対策連絡会議」を開催し、緊急時の対応等を協議する。

(3) 生息環境管理

① 森林管理

放置竹林の拡大防止に努め、イノシシの生息頭数の減少に努める。

② 集落環境管理

県及び市町は、野生鳥獣が集落に近づかないよう、地域住民が集落ぐるみで取り組む放任果樹の伐採や耕作放棄地の解消、放置竹林等の誘因物の除去等、集落環境の管理を積極的に行うよう支援する。

4. モニタリング調査

(1) 生息状況調査

① 出猟カレンダー調査

狩猟者登録証に従来の捕獲実績に加え、目撃した事実も記載し、報告することとする。

② 捕獲状況調査

狩猟メッシュごとの捕獲実績を集計し、その増減を把握する。

③ 階層ベイズ法による生息頭数の推定

上記調査結果に基づき、階層ベイズ法による生息頭数の推定を検討する。

(2) 農業被害調査

① 農業被害調査

農業共済による作物ごとの被害金額や集落アンケート調査による被害実態調査を実施する。

(3) 住居集合地域等に出没するイノシシ

「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、市町及び警察署等から報告される通報連絡票を取りまとめ、その情報をウェブ GIS システム「香川県野生鳥獣対策システム」を活用し、管理するものとする。